

○一関工業高等専門学校情報公開委員会規則

(平成13年3月29日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、本校における情報公開に関する必要な事項を審議することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教務担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務担当）
- 五 副校長（専攻科担当）
- 六 学科長
- 七 各系長及び領域長
- 八 事務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(委員会)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることが出来る。

(審査委員会)

第6条 委員会は、専門的な事項を調査審議するため委員会の下に情報公開審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課が行う。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第17号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。